

個人・世帯向けの主な支援

給付	全ての皆さまに	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている人に対し、 1人当たり10万円を給付 します。	▶ お住まいの市町村または 総務省コールセンター TEL.0120-260020
	子育て世帯に	子育て世帯への 臨時特別給付金	児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、 対象児童1人当たり1万円を支給 します。	▶ お住まいの市町村または 内閣府コールセンター TEL.0120-271-381

※特別定額給付金に関連した詐欺にご注意ください! あやしい? おかしい? と思ったら、「消費者ホットライン」TEL.(局番なし)188をご利用ください!

貸付	生活資金に 不安がある	緊急小口資金 (主に休業された 人向け)	貸付額 20万円以内 据置期間 1年以内 償還期限 2年以内	▶ お住まいの市町村の 社会福祉協議会
		総合支援資金 (主に失業された 人向け)	貸付額 単身世帯 月15万円以内 複数世帯 月20万円以内 貸付期間 原則3カ月以内 据置期間 1年以内 償還期限 10年以内	

減免・猶予	納税が難しい	納税の猶予	一時的に納税ができない場合、納税を猶予する制度があります。今年2月以降、収入が前年同期比20%以上減少した場合は、担保不要・延滞金なしの特例制度が受けられます。	▶ 国税:各税務署 県税:各県税事務所 市町村税:各市町村
	国民健康保険料(税)などが払えない	国民健康保険料(税)などの減免・納付の猶予	一定程度収入が下がった場合など、保険料(税)の減免や納付猶予を受けられることがあります。(滞納により資格証明書をお持ちの人が帰国者・接触者外来を受診する場合も、窓口負担に公費適用があります。)	▶ お住まいの市町村 (組合員は国保組合、 後期高齢者医療制度は 後期高齢者医療広域連合)
	国民年金保険料が払えない	国民年金保険料の免除・納付の猶予	一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、免除や納付の猶予が適用できることがあります。	▶ お住まいの市町村または お近くの年金事務所
	公共料金が払えない	公共料金などの支払いの猶予	上下水道、電気、ガス、通信費など、支払いの猶予が受けられる場合があります。	▶ 各電気・ガス・水道・ 通信事業者
	県貸付金の返済ができない	県貸付金の支払いの猶予	個々の状況に応じて、支払猶予などが可能となる場合があります。	▶ 各貸付金担当課

住まい	家賃が払えない(民間賃貸など)	住居確保給付金	休業などによる収入減少で住居を失う恐れのある人に対し、家賃相当額(上限あり)を支給します。 支給期間 原則3カ月(最長9カ月)	▶ お住まいの市または 県(町村を所管)の 自立相談支援機関
	家賃が払えない(県営住宅の人)	家賃の減額・支払いの猶予	収入が著しく下がった場合、家賃の 1/4から3/4を減額 、または入居者の事情に応じて支払いを猶予します。	▶ 福岡県住宅供給公社の 各管理事務所
	解雇などにより住居から退去しなければならない	県営住宅などの一時提供	提供期間 最長2年(6カ月ごとの更新) 家賃 入居する住宅家賃の1/2	